

「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務仕様書

1 業務名

「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務

2 業務の目的

地域公共交通は、地域住民の暮らしを支える大切な交通手段であり、特に、車などの移動手段を持たない高齢者や学生などにとっては、必要不可欠な存在である。

一方で、モータリゼーションの進展や、少子化・高齢化による人口減少、コロナ禍による新しい生活様式の定着などにより、公共交通の利用者が減少している。また、交通事業者の経営状況の悪化などから、減便や路線廃止が進み、これまでどおりに公共交通ネットワークを維持することが困難になってきている。

持続可能な地域公共交通を実現していくためには、公共交通機関への利用転換を促すなど新たに利用者を獲得していくことが不可欠であり、これまで以上に交通事業者等と連携を図りながら、積極的に機運醸成や利用促進に取り組む必要があることから、公共交通全般を対象とした利用促進策を立案・実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 予算上限額

22,202,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

利用促進キャンペーン事業の実施

・(1)(2)の事業を企画し、実施すること

(1) 全県を対象とした公共交通利用の機運醸成事業

マスメディアやネット媒体等を利用して、鉄道・路線バス・フェリー・乗合タクシー等が日常生活にとって重要な移動手段であることを広く周知

- ・YouTube、Instagram等Web広告の配信については、ターゲット（地域、年代、価値観等）を考慮し、配信内容、対象者、動画再生の目標値（KPI）を設定し提案すること。
- ・本業務により配信する広告のインプレッション数やクリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代、興味関心等）ごとに適宜分析し、機運醸成の効果検証や今後の対策について提案すること。
- ・メディアやネット媒体だけではなく、ポスターやチラシ、必要に応じて啓発グッズの作成等により、より効果的な公共交通利用の機運醸成を図ること。
- ・生活利用に係る利用促進策を主とし、観光面からの提案も盛り込むこと。
- ・例として、通勤や通学だけではなく、高齢者や妊婦の方がタクシーを利用する場面を映し、住民の暮らしを支えていることをイメージできるようなものが望ましい。

(2) イベント性のあるキャンペーン事業

実際に公共交通を利用していただくためのきっかけづくりとして、イベント性のある全県的なキャンペーンの実施

- ・対象は鉄軌道・路線バス・旅客船・フェリーとし、エリアや路線などのバランスを考慮すること。
- ・(1) 機運醸成事業と連携し、効果的な手法により広く周知するとともに、参加者数などの KPI を設定したうえでキャンペーン事業による公共交通利用の効果検証を行うこと。
- ・公共交通について無関心・無関与の層を主なターゲットとすること
- ・技術提案での企画案をベースに県と内容を調整の上、実施すること
- ・実施期間は県と調整の上決定することとするが、令和7年8月開始・同年12月～翌年1月頃終了を目安とし、必要に応じて第1弾・第2弾のように期間、内容を分けることでより効果的な公共交通の利用促進につなげること。
- ・例として、車両や駅などをあしらったカードを作成し、公共交通を利用して特定のスポットに行くことでカードを取得できるような事業を想定しており、第三者が権利を保有する素材（キャラクター、音楽等）を活用することも妨げない。
- ・鉄道とバス等、複数の交通モードを利用した場合にインセンティブを与えるなど、二次交通の利用を促進する内容を盛り込むことも望ましい。

6 担当者との打ち合わせ

業務着手時1回以上、業務実施中4回以上、成果品の納品時1回以上の打ち合わせを行うこと。

7 成果品の納品

(1) 成果品について

業務の成果品として、一連の業務実施概要及び利用促進キャンペーン事業の実施結果をまとめた報告書を作成し、委託業務完了報告書（別紙1）と併せて契約期間満了日までに県へ提出すること。

(2) 成果品の媒体

委託業務完了報告書（別紙1）については紙媒体1部または電子データを提出すること。
その他の成果品については紙媒体2部及び電子データを提出すること。

(3) 納品場所

岡山県県民生活部交通政策課企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した資料等の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を活用する場合は、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。なお、5（1）全県を対象とした公共交通利用の機運醸成事業については、後年度にわたり出演料等の費用がかかる場合は第三者が権利を保有する素材の活用を認めない。（本業務の委託料の範囲内において、後年度にわたり、県が引き続き使用することが承諾されている場合のみ第三者が権利を保有する素材の活用を認める。）
- (3) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (4) 本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (5) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務完了報告書

令和7年 月 日付けで契約を締結した「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

記

- 1 業務名
「公共交通利用促進キャンペーン事業」実施業務
- 2 委託期間
令和7年 月 日から令和8年3月31日まで
- 3 業務完了日
令和 年 月 日
- 4 成果品
別添のとおり